

わが国リース会計基準に関するアンケート調査結果

2019年4月
公益社団法人リース事業協会

I. 調査の概要

1. 調査目的

国内上場会社及び未上場の有価証券報告書提出会社のわが国リース会計基準改訂に対する見解、新たなリース会計基準に対する実務上の懸念等を幅広く確認し、企業会計基準委員会（ASBJ）におけるわが国リース会計基準の開発に向けた検討に対して、本調査によって得られた見解等を踏まえた意見を発信することを目的とする。

2. 調査内容

調査票「わが国リース会計基準に関するアンケート調査」のとおり。

3. 調査方法

郵送によるアンケート調査形式。

4. 調査対象

国内上場会社 3,744 社及び未上場の有価証券報告書提出会社 412 社の計 4,156 社（投資法人、外国法人及び当協会会員会社を除く）。

5. 調査実施期間

2019年2月1日（金）～2019年3月6日（水）

6. 有効回答数及び回答率

	調査対象社数	構成比	有効回答数	回答率
上場会社	3,744	90.1%	471	12.6%
未上場会社	412	9.9%	77	18.7%
計	4,156	100.0%	548	13.2%

7. 回答企業の特徴

(1) 連結財務諸表に適用している会計基準

	日本基準		国際基準または米国基準		連結財務諸表未作成	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
上場会社 (n=471)	406	86.2	33	7.0	32	6.8
未上場会社 (n=77)	54	70.1	1	1.3	22	28.6
計 (n=548)	460	83.9	34	6.2	54	9.9

(2) 業種

	回答数	構成比
1. 水産・農林業, 鉱業	3	0.5
2. 建設業	40	7.3
3. 食料品	12	2.2
4. 繊維製品, パルプ・紙	8	1.5
5. 化学, 医薬品	39	7.1
6. 石油・石炭製品, ゴム製品, ガラス・土石製品	15	2.7
7. 鉄鋼, 非鉄金属, 金属製品	19	3.5
8. 機械	19	3.5
9. 電気機器	26	4.7
10. 輸送用機器, 精密機器, その他製品	40	7.3
11. 電気・ガス業	4	0.7
12. 陸運業, 海運業, 空運業, 倉庫・運輸関連業	36	6.6
13. 情報・通信業	52	9.5
14. 卸売業	52	9.5
15. 小売業	40	7.3
16. 銀行業, 証券・商品先物取引業, 保険業, その他金融業	33	6.0
17. 不動産業	26	4.7
18. サービス業	75	13.7
19. その他	7	1.3
20. 無回答	2	0.4
計	548	100.0

II. 調査結果

1. リースの利用状況

(1) リース利用の有無

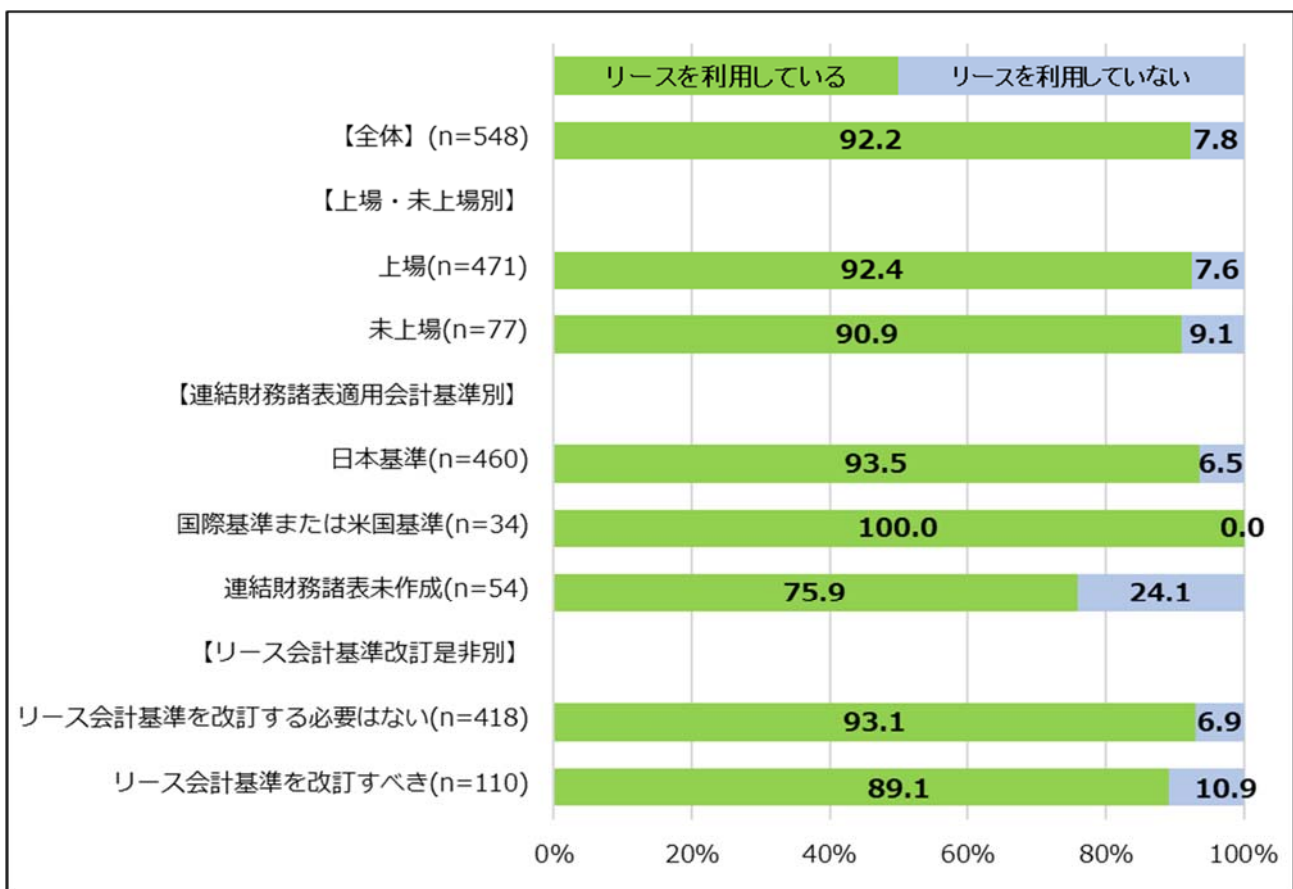
回答企業のうちリースを利用している企業は92.2%であった。

- 上場・未上場別にみると、上場会社・未上場会社のリース利用率はいずれも90%を超えている。

- 連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）にみると、日本基準を適用している企業の93.5%、国際基準または米国基準を適用している企業の100%がそれぞれリースを利用している一方、連結財務諸表を作成していない企業のリース利用率は75.9%であった。

- リース会計基準改訂の是非別（4を参照）にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業のリース利用率は93.1%、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業のリース利用率は89.1%であった。

図1(1) リース利用の有無



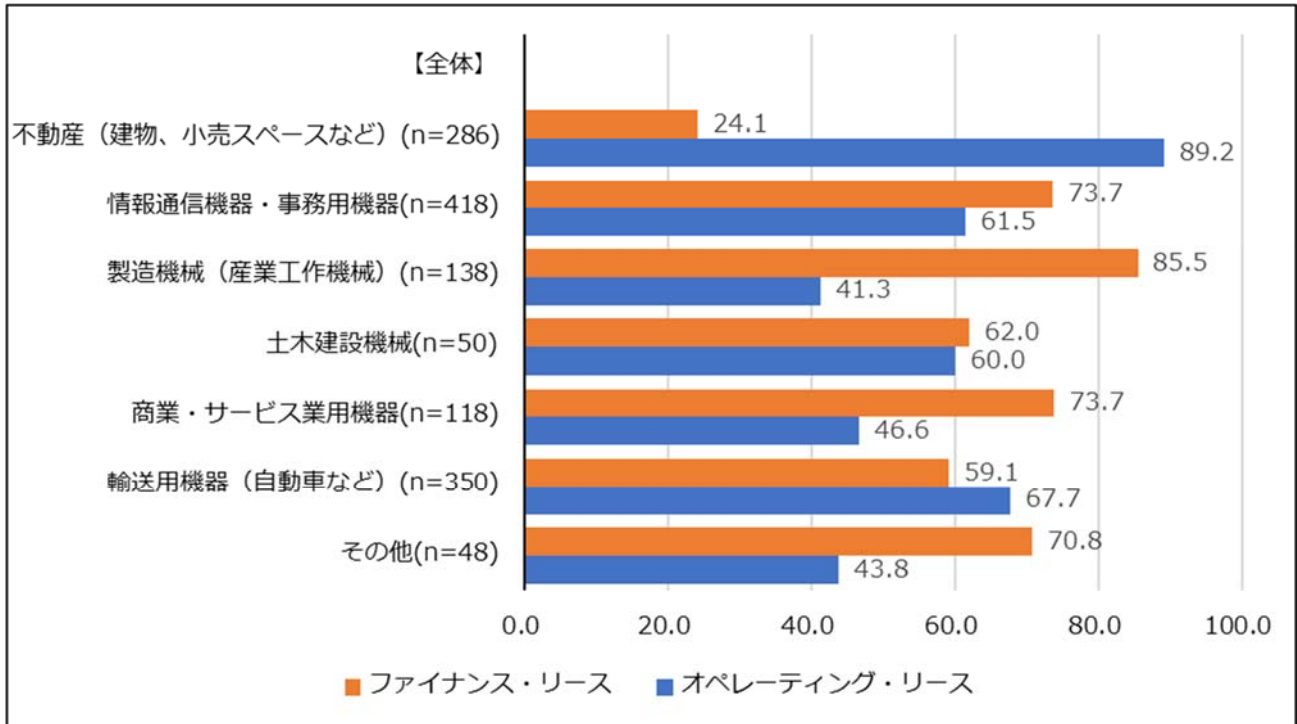
(n=548)

	回答数	構成比
1. リースを利用している	505	92.2
2. リースを利用していない	43	7.8
計	548	100.0

(2) リース利用物件と契約形態

リース利用物件と契約形態の関係をみると、オペレーティング・リースの割合が特に高い物件は不動産(89.2%)であり、輸送用機器もオペレーティング・リース(67.7%)がファイナンス・リース(59.1%)を上回っている。その他の物件はすべてオペレーティング・リースよりもファイナンス・リースの利用が多いが、オペレーティング・リースもまた幅広い物件を対象に利用されている。

図1(2) リース利用物件と契約形態



【全体】

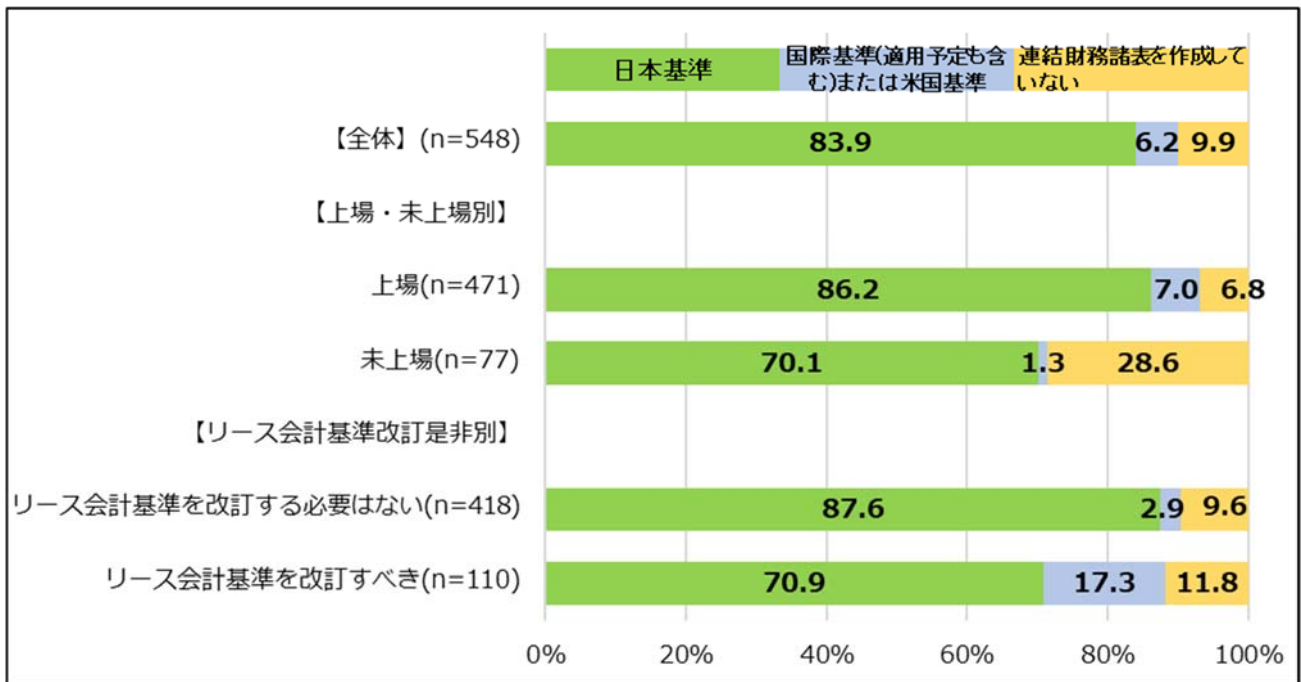
		ファイナンス・リース		オペレーティング・リース	
		回答数	構成比	回答数	構成比
a. 不動産 (建物、小売スペースなど)	(n=286)	69	24.1	255	89.2
b. 情報通信機器・事務用機器	(n=418)	308	73.7	257	61.5
c. 製造機械 (産業工作機械)	(n=138)	118	85.5	57	41.3
d. 土木建設機械	(n= 50)	31	62.0	30	60.0
e. 商業・サービス業用機器	(n=118)	87	73.7	55	46.6
f. 輸送用機器 (自動車など)	(n=350)	207	59.1	237	67.7
g. その他	(n= 48)	34	70.8	21	43.8

2. 連結財務諸表に適用している会計基準

連結財務諸表に適用している会計基準について、日本基準を適用している企業が83.9%と大半を占め、国際基準または米国基準を適用している企業は6.2%、連結財務諸表を作成していない企業は9.9%であった。

- 上場・未上場別にみると、上場会社では日本基準を適用している企業が86.2%、国際基準または米国基準を適用している企業が7.0%であった。未上場会社では連結財務諸表を作成していない企業が28.6%を占めていることから、日本基準を適用している未上場会社の割合は70.1%であった。
- リース会計基準改訂の是非別（4を参照）にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業の87.6%が日本基準を適用し、国際基準または米国基準を適用している企業は2.9%であった。一方、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業では、国際基準または米国基準を適用している企業が17.3%と比較的多く、日本基準を適用している企業は70.9%であった。

図2 連結財務諸表に適用している会計基準



【全体】

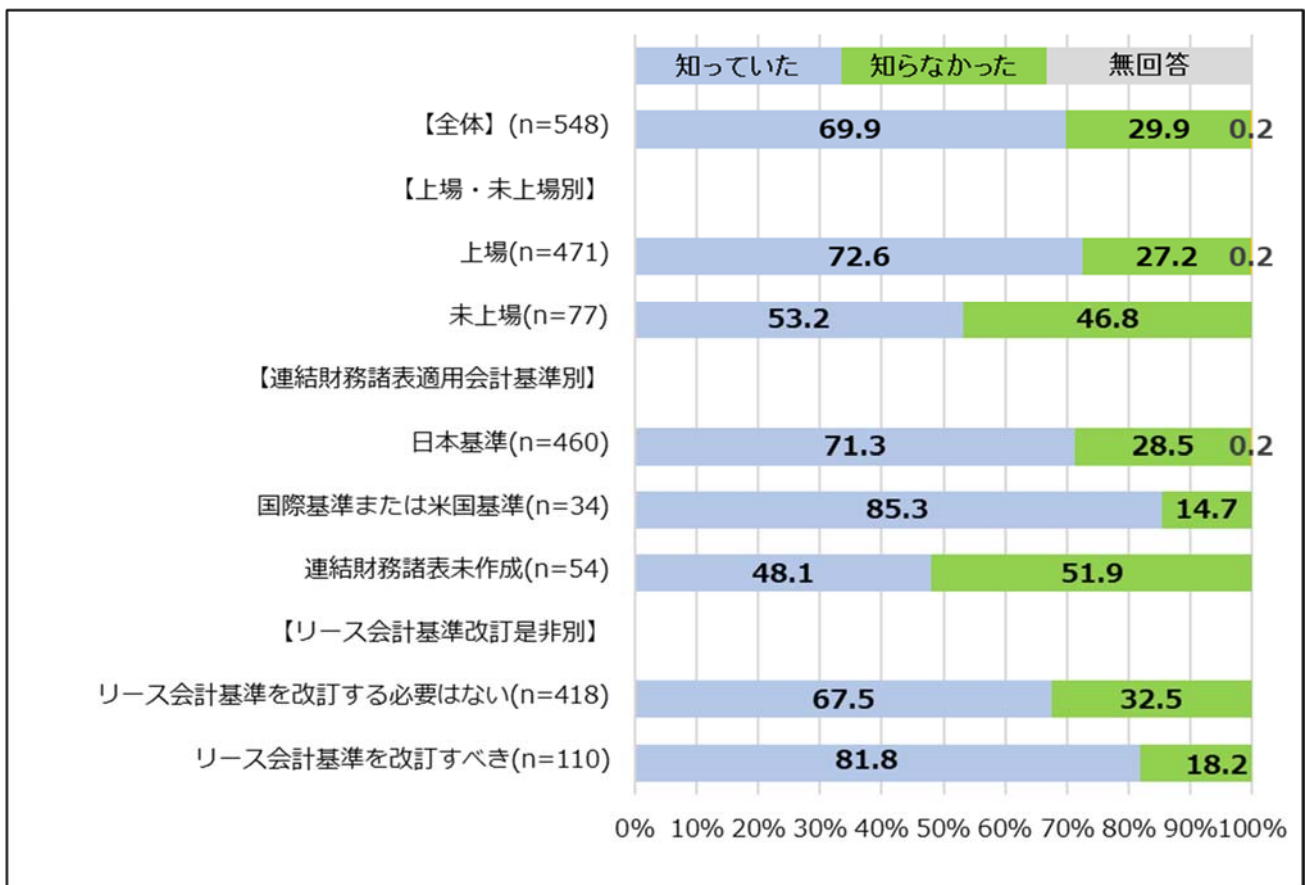
	回答数	構成比
1. 日本基準適用会社	460	83.9
2. 国際基準（適用予定も含む）または米国基準適用会社	34	6.2
3. 連結財務諸表を作成していない	54	9.9
計	548	100.0

3. 企業会計基準委員会（ASBJ）におけるわが国リース会計基準の検討

国際的な会計基準との整合性を図るために、企業会計基準委員会（ASBJ）がわが国リース会計基準の開発（改訂）に向けた検討に着手するか否かの検討を進めていることを「知っていた」企業は69.9%で、「知らなかった」企業は29.9%であった。約7割の企業が「知っていた」が、「知らなかった」企業も3割に及んだ。

- 上場・未上場別にみると、ASBJによるわが国リース会計基準の検討を「知っていた」企業は、上場会社で72.6%であったが、未上場会社は53.2%にとどまり、5割近い企業がASBJの検討を知っていなかった。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）にみると、国際基準または米国基準を適用している企業ではASBJによるわが国リース会計基準の検討を「知っている」が85.3%と高いが、連結財務諸表を作成していない企業では「知っていた」が48.1%にとどまり、「知らなかった」企業（51.9%）の方が多かった。
- リース会計基準改訂の是非別（4を参照）にみると、ASBJによるわが国リース会計基準の検討を「知っていた」企業は、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業で81.8%と高い一方、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業では67.5%であった。

図3 ASBJにおけるわが国リース会計基準の検討



【全体】

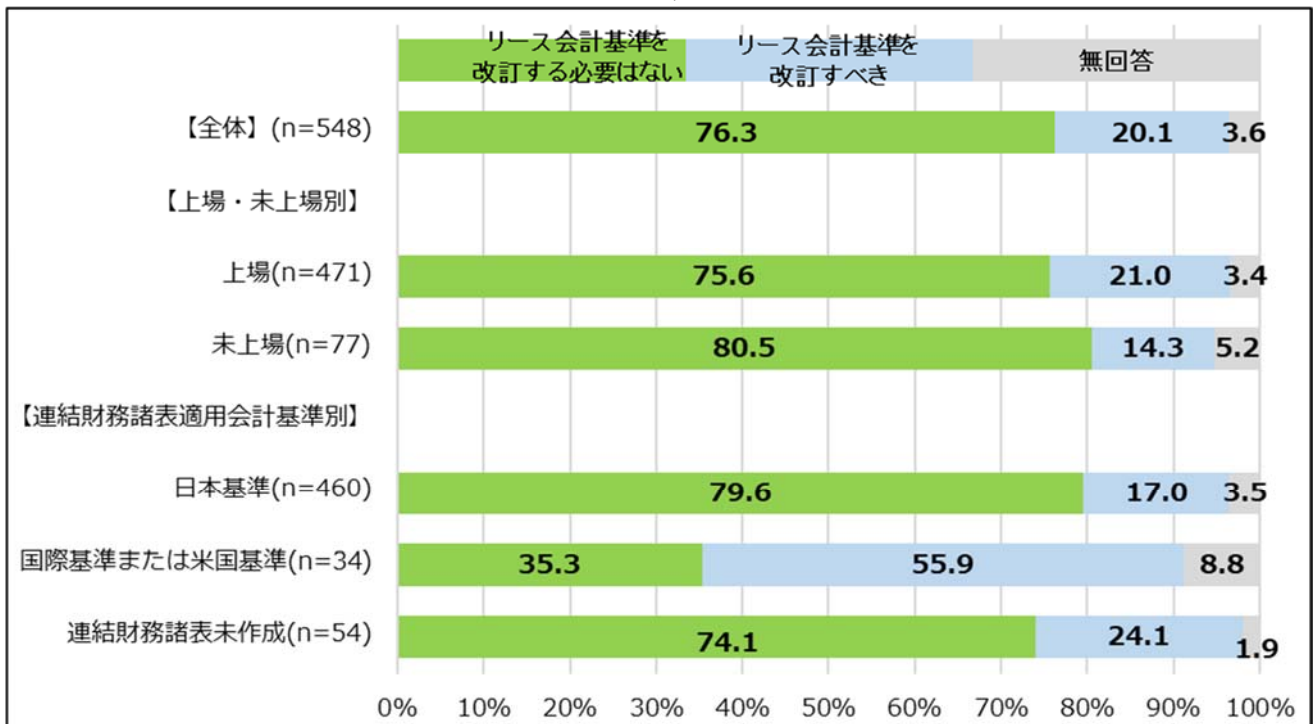
	回答数	構成比
1. 知っていた	383	69.9
2. 知らなかった	164	29.9
3. 無回答	1	0.2
計	548	100.0

4. わが国リース会計基準改訂の是非

国際的な会計基準との整合性を図るためにわが国のリース会計基準を改訂することについて、「リース会計基準を改訂する必要はない」と回答した企業は76.3%、「リース会計基準を改訂すべき」と回答した企業は20.1%となり、7割を超える企業が「リース会計基準を改訂する必要はない」と考えている。

- 上場・未上場別にみると、上場会社でも75.6%が「リース会計基準を改訂する必要はない」と回答し、未上場会社では「リース会計基準を改訂する必要はない」(80.5%)と回答した企業が8割を超えた。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)にみると、日本基準を適用している企業の79.6%、連結財務諸表を作成していない企業の74.1%が「リース会計基準を改訂する必要はない」と回答した。一方、国際基準または米国基準を適用している企業は、「リース会計基準を改訂すべき」が55.9%、「リース会計基準を改訂する必要はない」が35.3%と、「リース会計基準を改訂すべき」と考える企業が多いものの、「リース会計基準を改訂する必要はない」企業も3割を超えている。

図4 わが国リース会計基準改訂の是非



【全体】

	回答数	構成比
1. リース会計基準を改訂する必要はない	418	76.3
2. リース会計基準を改訂すべき	110	20.1
3. 無回答	20	3.6
計	548	100.0

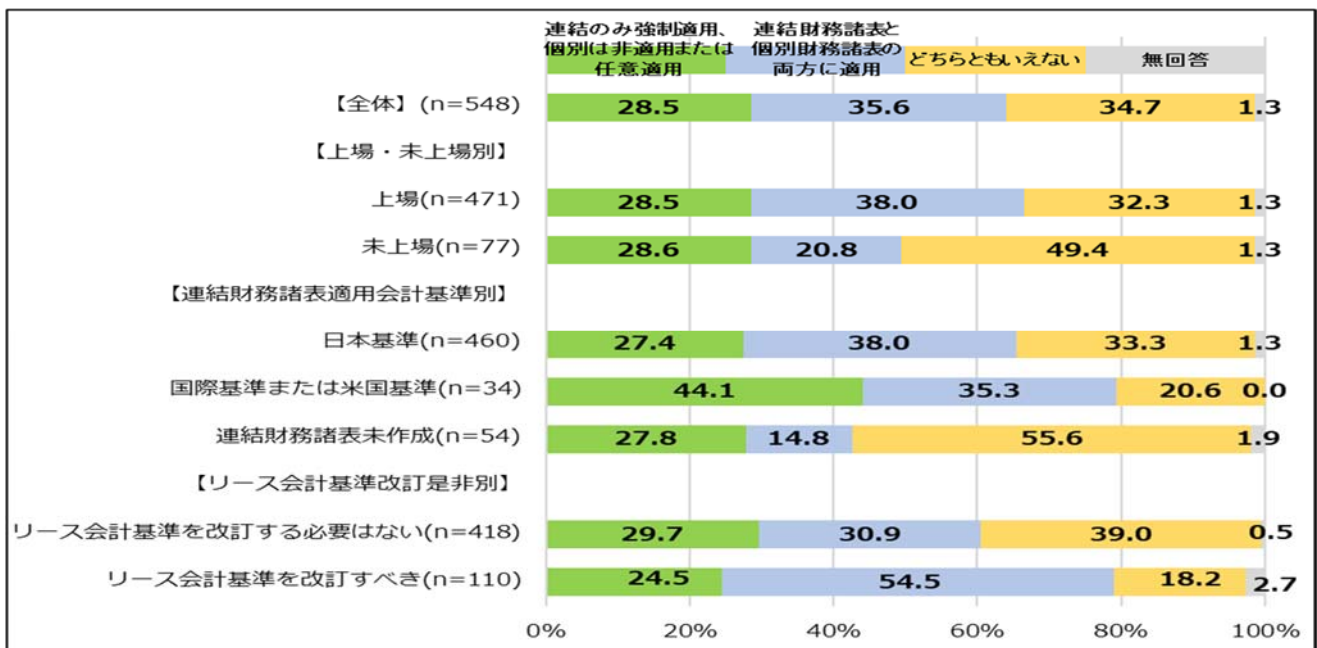
5. 仮にわが国リース会計基準が改訂されとした場合の財務諸表への適用

(1) わが国リース会計基準の財務諸表への適用方法

仮にわが国のリース会計基準が改訂されとした場合の財務諸表への適用方法について、「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」が28.5%、「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」が35.6%、「どちらともいえない」が34.7%であった。

- 上場・未上場別にみると、上場会社では「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」が38.0%と、比較的多くの企業が連結・個別の両方の適用を選好しているが、「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」を選好する企業も28.5%と少なくない。未上場会社では「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」(28.6%)が、「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」(20.8%)を上回る一方、「どちらともいえない」(49.4%)が約半数を占めている。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)にみると、日本基準を適用している企業では「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」が27.4%、「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」が38.0%、国際基準または米国基準を適用している企業では「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」が44.1%と、「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」の35.3%を上回った。連結財務諸表を作成していない企業では「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」が14.8%と低い一方、「どちらともいえない」が55.6%と過半数を占めている。
- リース会計基準改訂の是非別(4を参照)にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業では、「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」(29.7%)と「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」(30.9%)がほぼ同じ割合であった。「リース会計基準を改訂すべき」とする企業では「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」(54.5%)が過半を占め、「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」(24.5%)を大きく上回った。

図5(1) わが国リース会計基準の財務諸表への適用方法



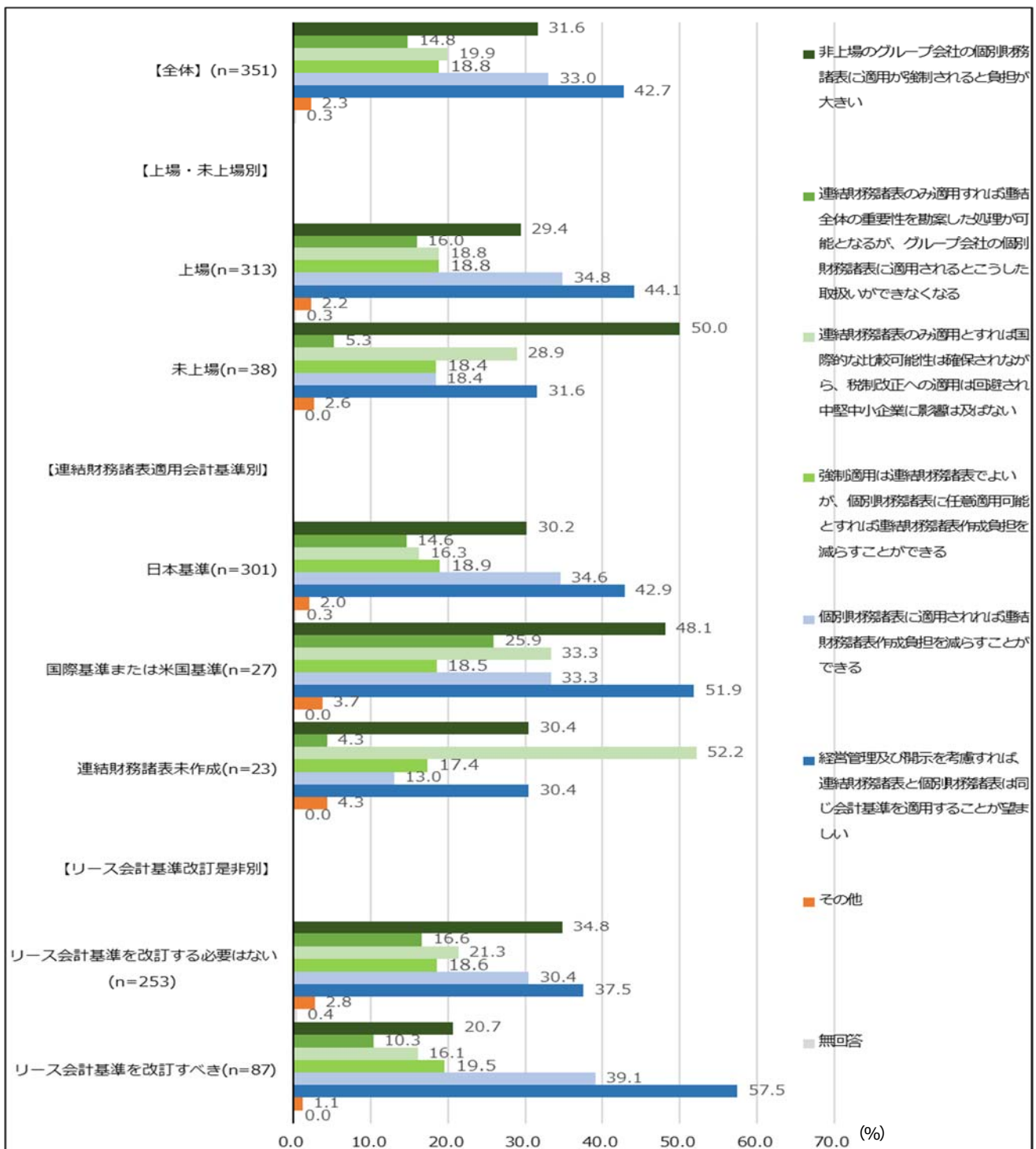
【全体】

	回答数	構成比
1. 連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用	156	28.5
2. 連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用	195	35.6
3. どちらともいえない	190	34.7
4. 無回答	7	1.3
計	548	100.0

(2) リース会計基準の財務諸表への適用方法について「1. 連結のみ強制適用、個別は非適用または任意適用」または「2. 連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」を選択した理由

仮にわが国のリース会計基準が改訂されるとした場合の財務諸表への適用方法について、「1. 連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」または「2. 連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」を選択した理由の上位は、「経営管理及び開示を考慮すれば、連結財務諸表と個別財務諸表は同じ会計基準を適用することが望ましい」(42.7%)、「個別財務諸表に適用されれば連結財務諸表作成負担を減らすことができる」(33.0%)、「非上場のグループ会社の個別財務諸表に適用が強制されると負担が大きい」(31.6%)であった。(1)の適用方法で「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」を選択した企業の大半は、上位2つの理由を選択し、(1)の適用方法で「連結財務諸表のみ強制適用、個別財務諸表は非適用または任意適用」を選択した企業が大半は、上位3つ目の理由及びその他の理由を選択している。

図5(2) 「連結のみ強制適用、個別は非適用または任意適用」または「連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用」を選択した理由



- 上場・未上場別にみると、上場会社は全体の傾向と同じであるが、未上場会社では50%の企業が「非上場のグループ会社の個別財務諸表に適用が強制されると負担が大きい」を選択した。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)にみると、日本基準を適用している企業は全体の傾向と同じであるが、国際基準または米国基準適用企業では「非上場のグループ会社の個別財務諸表に適用が強制されると負担が大きい」(48.1%)を選択した企業が多い。連結財務諸表を作成していない企業は「連結財務諸表のみ適用とすれば国際的な比較可能性は確保されながら、税制改正への適用は回避され中堅中小企業に影響は及ばない」(52.2%)を選択した企業が多い。
- リース会計基準改訂の是非別(4を参照)にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業では、「経営管理及び開示を考慮すれば、連結財務諸表と個別財務諸表は同じ会計基準を適用することが望ましい」(37.5%)と「非上場のグループ会社の個別財務諸表に適用が強制されると負担が大きい」(34.8%)がほぼ同じ割合であり、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業では、「経営管理及び開示を考慮すれば、連結財務諸表と個別財務諸表は同じ会計基準を適用することが望ましい」(57.5%)の割合が特に高い。

【全体】

(n=351)

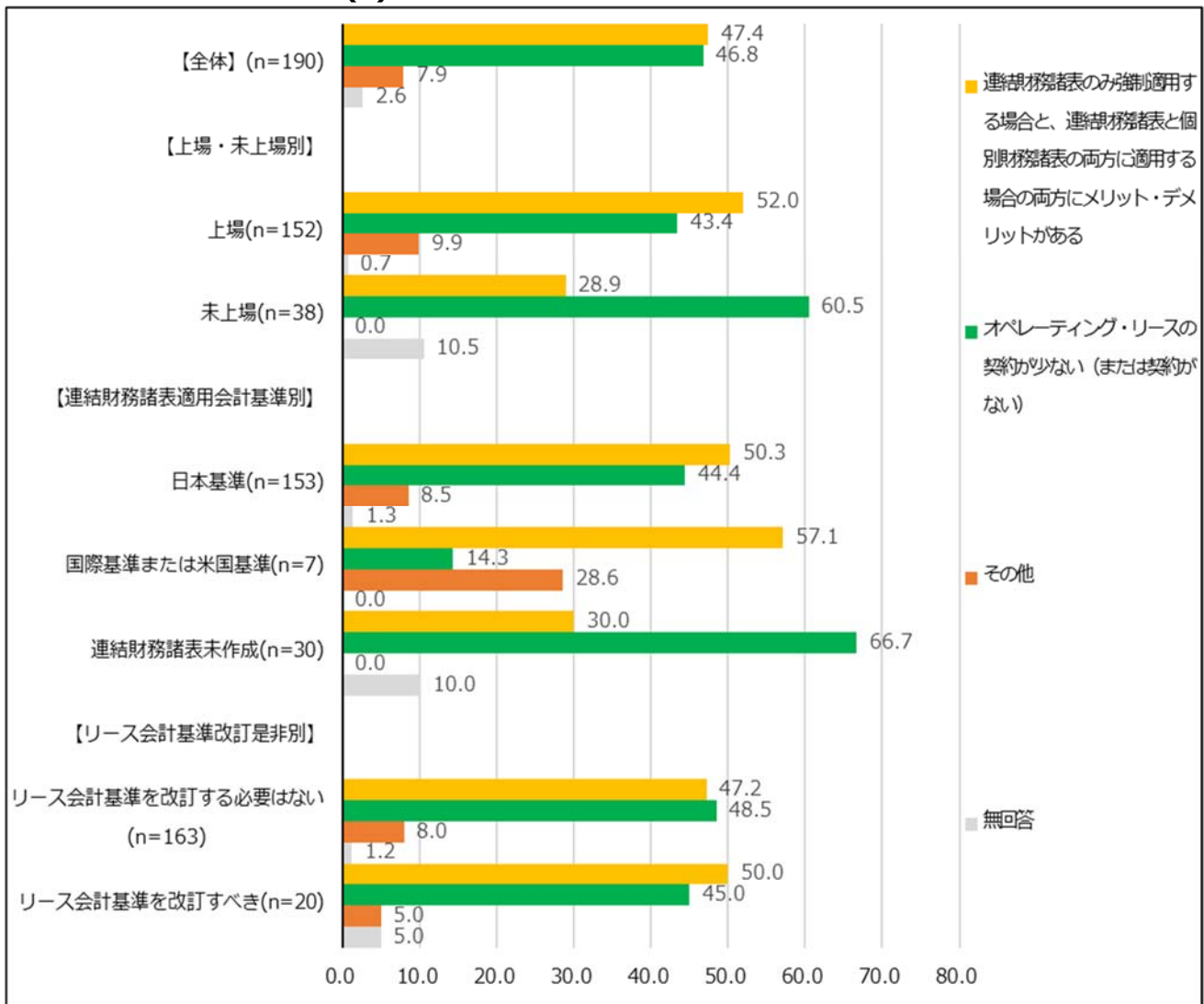
	回答数	構成比
1. 非上場のグループ会社の個別財務諸表に適用が強制されると負担が大きい	111	31.6
2. 連結財務諸表のみ適用すれば連結全体の重要性を勘案した処理が可能となるが、グループ会社の個別財務諸表に適用されるとこうした取扱いができなくなる	52	14.8
3. 連結財務諸表のみ適用とすれば国際的な比較可能性は確保されながら、税制改正への適用は回避され中堅中小企業に影響は及ばない	70	19.9
4. 強制適用は連結財務諸表でよいが、個別財務諸表に任意適用可能とすれば連結財務諸表作成負担を減らすことができる	66	18.8
5. 個別財務諸表に適用されれば連結財務諸表作成負担を減らすことができる	116	33.0
6. 経営管理及び開示を考慮すれば、連結財務諸表と個別財務諸表は同じ会計基準を適用することが望ましい	150	42.7
7. その他	8	2.3
8. 無回答	1	0.3

(3) リース会計基準の財務諸表への適用方法について「3. どちらともいえない」を選択した理由

仮にわが国のリース会計基準が改訂されるとした場合の財務諸表への適用方法について、「3. どちらともいえない」を選択した理由は、「連結財務諸表のみ強制適用する場合と、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用する場合の両方にメリット・デメリットがある」(47.4%)と「オペレーティング・リースの契約が少ない(または契約がない)」(46.8%)がほぼ同じ割合であった。

- 上場・未上場別にみると、上場会社では「連結財務諸表のみ強制適用する場合と、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用する場合の両方にメリット・デメリットがある」が52.0%、未上場会社では「オペレーティング・リースの契約が少ない(または契約がない)」が60.5%であった。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)にみると、日本基準を適用している企業、国際基準または米国基準を適用している企業のいずれも多く企業が「連結財務諸表のみ強制適用する場合と、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用する場合の両方にメリット・デメリットがある」(それぞれ50.3%、57.1%)と回答した。連結財務諸表を作成していない企業の多くは「オペレーティング・リースの契約が少ない(または契約がない)」(66.7%)と回答している。
- リース会計基準改訂の是非別(4を参照)にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業と「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業のいずれも、全体の傾向とほぼ同じである。

図5(3) 「どちらともいえない」を選択した理由



【全体】

(n=190)

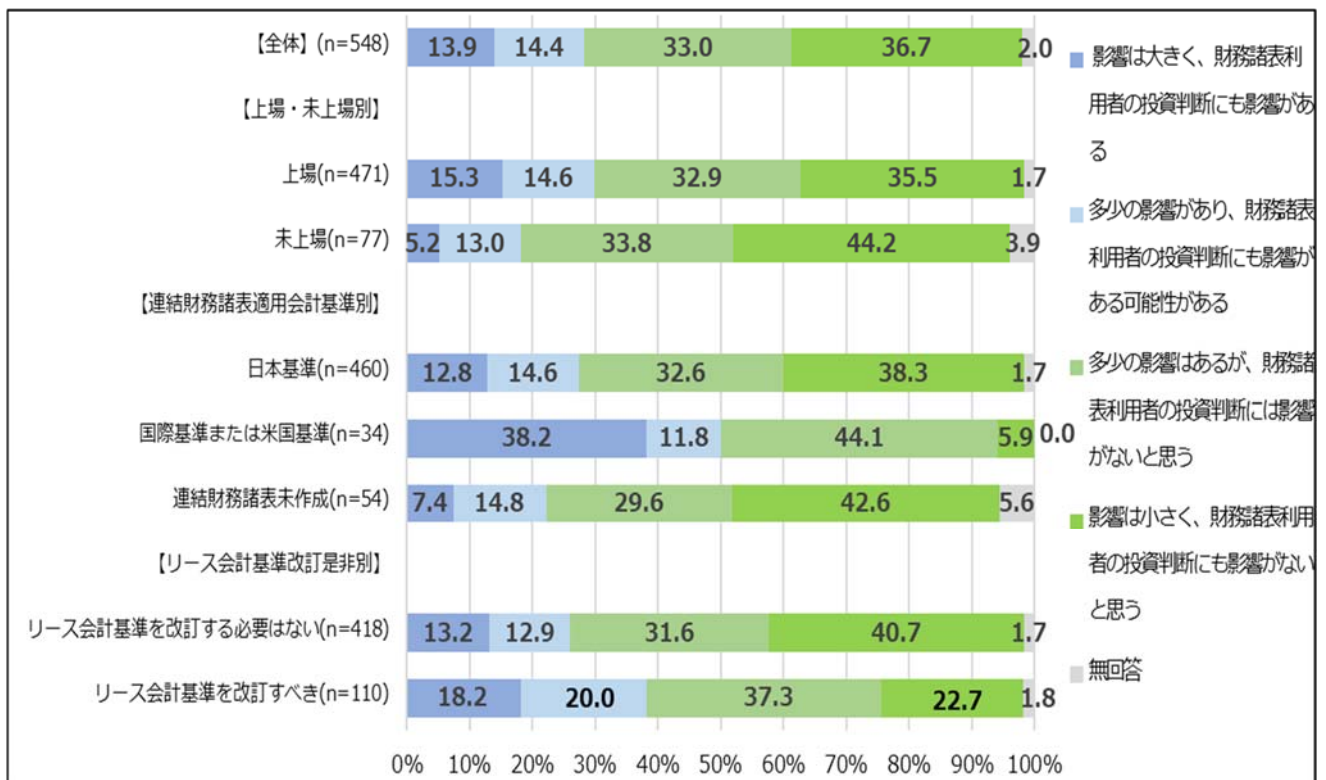
	回答数	構成比
1. 連結財務諸表のみ強制適用する場合と、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に適用する場合の両方にメリット・デメリットがある	90	47.4
2. オペレーティング・リースの契約が少ない(または契約がない)	89	46.8
3. その他	15	7.9
4. 無回答	5	2.6

6. 注記しているオペレーティング・リース残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響

注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響について、「影響は小さく、財務諸表利用者の投資判断にも影響がないと思う」が36.7%、「多少の影響はあるが、財務諸表利用者の投資判断には影響がないと思う」が33.0%で、これらをあわせると「投資判断に影響がない」と回答した企業は約7割を占める。一方、「多少の影響があり、財務諸表利用者の投資判断にも影響がある可能性がある」は14.4%、「影響は大きく、財務諸表利用者の投資判断にも影響がある」は13.9%であった。

- 上場・未上場別にみると、上場会社については全体の傾向と同じであるが、未上場会社では「投資判断に影響がない」と回答した企業が78.0%であったのに対して、「投資判断に影響がある」と回答した企業は18.2%であった。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）にみると、日本基準を適用している企業及び連結財務諸表を作成していない企業の約7割が「投資判断に影響がない」と回答しているのに対し、国際基準または米国基準を適用している企業では、「投資判断に影響がある」と回答した企業と「投資判断に影響がない」と回答した企業の割合が同じであった。
- リース会計基準改訂の是非別（4を参照）にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業では7割を超える企業が「投資判断に影響がない」と回答し、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業では6割の企業が「投資判断に影響がない」と回答し、4割近くが「投資判断に影響がある」と回答している。

図6 注記しているオペレーティング・リース残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響



【全体】

(n=548)

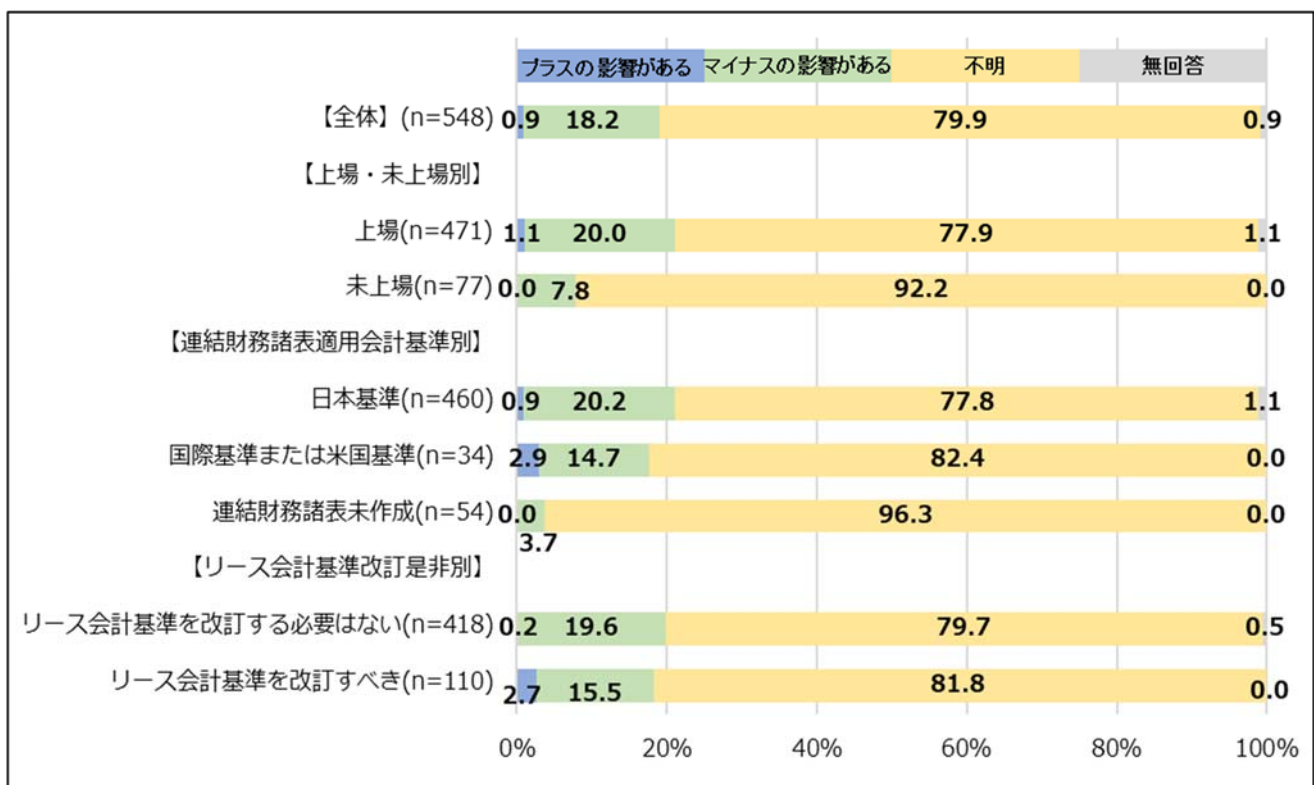
	回答数	構成比
1. 影響は大きく、財務諸表利用者の投資判断にも影響がある	76	13.9
2. 多少の影響があり、財務諸表利用者の投資判断にも影響がある可能性がある	79	14.4
3. 多少の影響はあるが、財務諸表利用者の投資判断には影響がないと思う	181	33.0
4. 影響は小さく、財務諸表利用者の投資判断にも影響がないと思う	201	36.7
5. 無回答	11	2.0
計	548	100.0

7. 仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合のビジネスへの影響

仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合のビジネスへの影響について、「不明」と回答した企業が79.9%となっているが、2割近く(18.2%)の企業が「マイナスの影響がある」と回答し、わが国リース会計基準改訂に伴うビジネスへの影響を懸念している。

- 上場・未上場別にみると、上場会社では「マイナスの影響がある」と回答した企業が20.0%、未上場会社では「不明」と回答した企業が92.2%を占めている。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)にみると、「マイナスの影響がある」と回答した企業は、日本基準を適用している企業が20.2%、国際基準または米国基準を適用している企業が14.7%であり、連結財務諸表を作成していない企業の大半(96.3%)が「不明」と回答している。
- リース会計基準改訂の是非別(4を参照)にみると、「マイナスの影響がある」と回答した企業は、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業が19.6%、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業が15.5%であった。

図7 仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合のビジネスへの影響



【全体】

(n=548)

	回答数	構成比
1. プラスの影響がある	5	0.9
2. マイナスの影響がある	100	18.2
3. 不明	438	79.9
4. 無回答	5	0.9
計	548	100.0

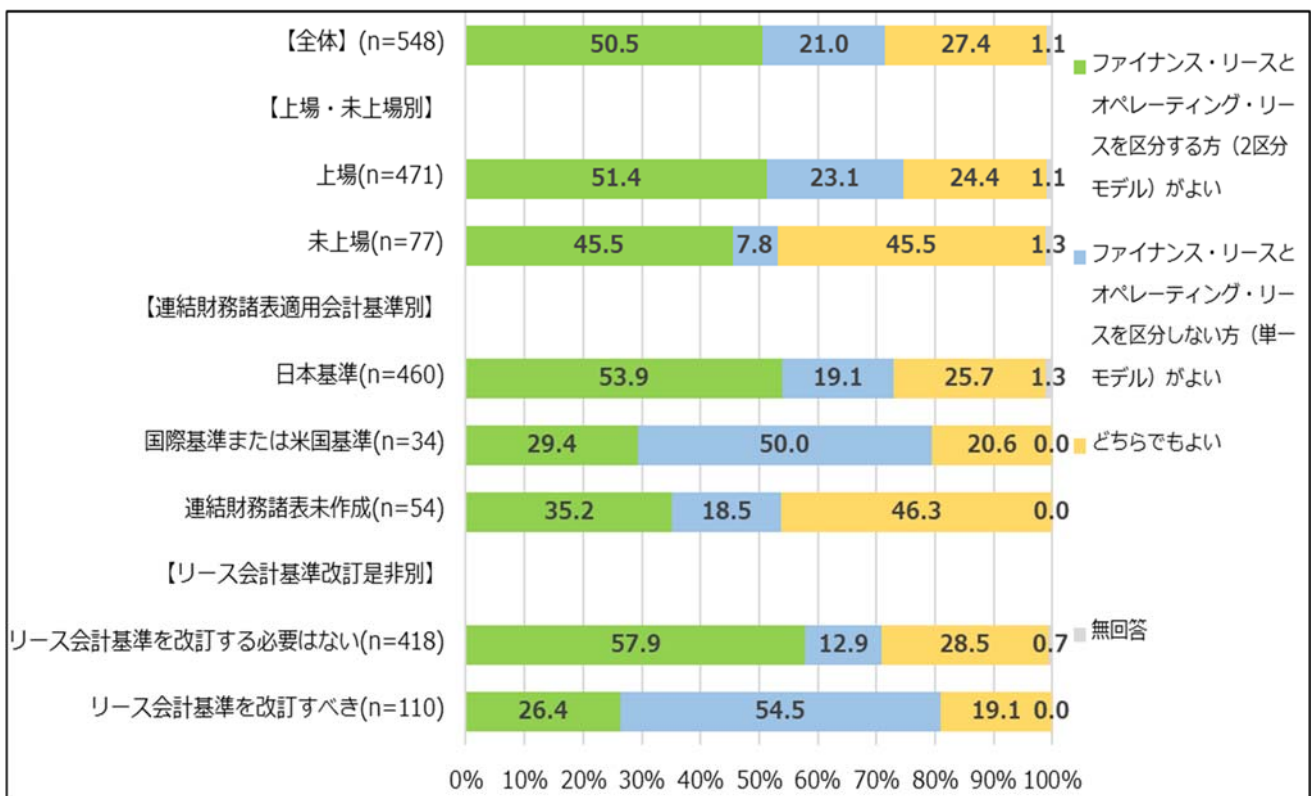
8. 仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合の借手の会計モデル

(1) 2区分モデル(米国基準)か単一モデル(国際基準)か

仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合の借手の会計モデルについて、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分する「2区分モデル(米国基準)がよい」と回答した企業が50.5%と過半を占め、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分しない「単一モデル(国際基準)がよい」と回答した企業は21.0%、「どちらでもよい」と回答した企業が27.4%であった。

- 上場・未上場別にみると、上場会社については全体の傾向と同様であり、「2区分モデルがよい」と回答した企業が51.4%を占めているが、未上場会社では「単一モデルがよい」と回答した企業が7.8%にとどまる一方で、「2区分モデルがよい」(45.5%)と「どちらでもよい」(45.5%)が同じ割合であった。
- 連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)にみると、日本基準を適用している企業では「2区分モデルがよい」が53.9%、「単一モデルがよい」が19.1%であるのに対し、国際基準または米国基準を適用している企業では「単一モデルがよい」が50.0%、「2区分モデルがよい」が29.4%であった。連結財務諸表を作成していない企業は「どちらでもよい」(46.3%)とする回答した企業が多かった。
- リース会計基準改訂の是非別(4を参照)にみると、「リース会計基準を改訂する必要はない」とする企業では57.9%が「2区分モデルがよい」と回答している一方、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業では54.5%が「単一モデルがよい」と回答した。

図8(1) 2区分モデル(米国基準)か単一モデル(国際基準)か



【全体】

(n=548)

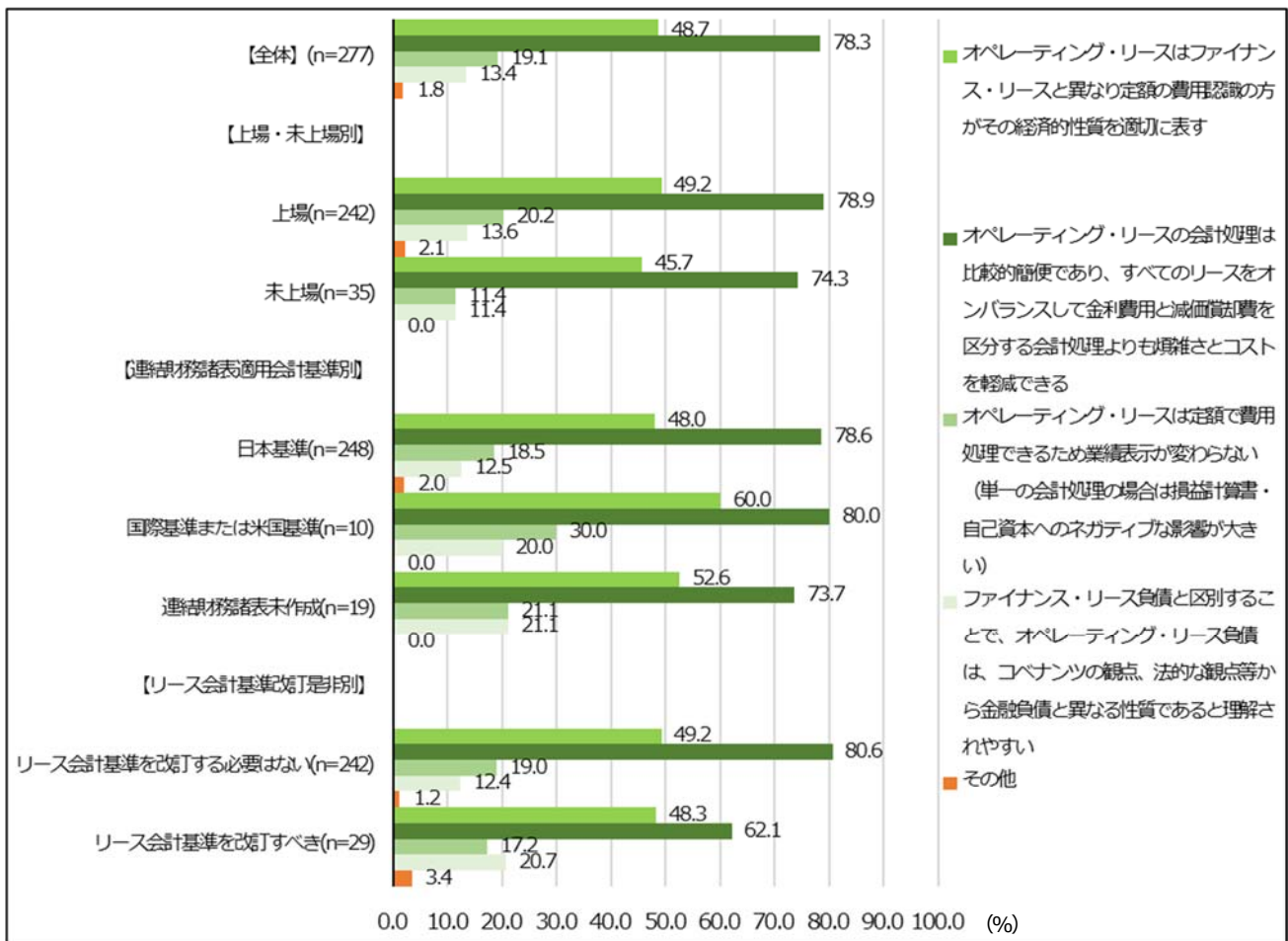
	回答数	構成比
1. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分する方(2区分モデル)がよい	277	50.5
2. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分しない方(単一モデル)がよい	115	21.0
3. どちらでもよい	150	27.4
4. 無回答	6	1.1
計	548	100.0

(2) 2区分モデル(米国基準)がよい理由

「2区分モデルがよい」理由としては、「オペレーティング・リースの会計処理は比較的簡便であり、すべてのリースをオンバランスして金利費用と減価償却費を区分する会計処理よりも煩雑さとコストを軽減できる」が78.3%と特に高く、「オペレーティング・リースはファイナンス・リースと異なり定額の費用認識の方がその経済的性質を適切に表す」が48.7%であった。以下、「オペレーティング・リースは定額で費用処理できるため業績表示が変わらない(単一の会計処理の場合は損益計算書・自己資本へのネガティブな影響が大きい)」(19.1%)、「ファイナンス・リース負債と区別することで、オペレーティング・リース負債は、コバナンツの観点、法的な観点等から金融負債と異なる性質であると理解されやすい」(13.4%)と続いている。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)、リース会計基準改訂の是非別(4を参照)のいずれをみても、全体の傾向と同様に多くの企業が上位2つを「2区分モデルがよい」理由として選択している。

図8(2) 2区分モデル(米国基準)がよい理由



【全体】

(n=277)

	回答数	構成比
1. オペレーティング・リースはファイナンス・リースと異なり定額の費用認識の方がその経済的性質を適切に表す	135	48.7
2. オペレーティング・リースの会計処理は比較的簡便であり、すべてのリースをオンバランスして金利費用と減価償却費を区分する会計処理よりも煩雑さとコストを軽減できる	217	78.3
3. オペレーティング・リースは定額で費用処理できるため業績表示が変わらない(単一の会計処理の場合は損益計算書・自己資本へのネガティブな影響が大きい)	53	19.1

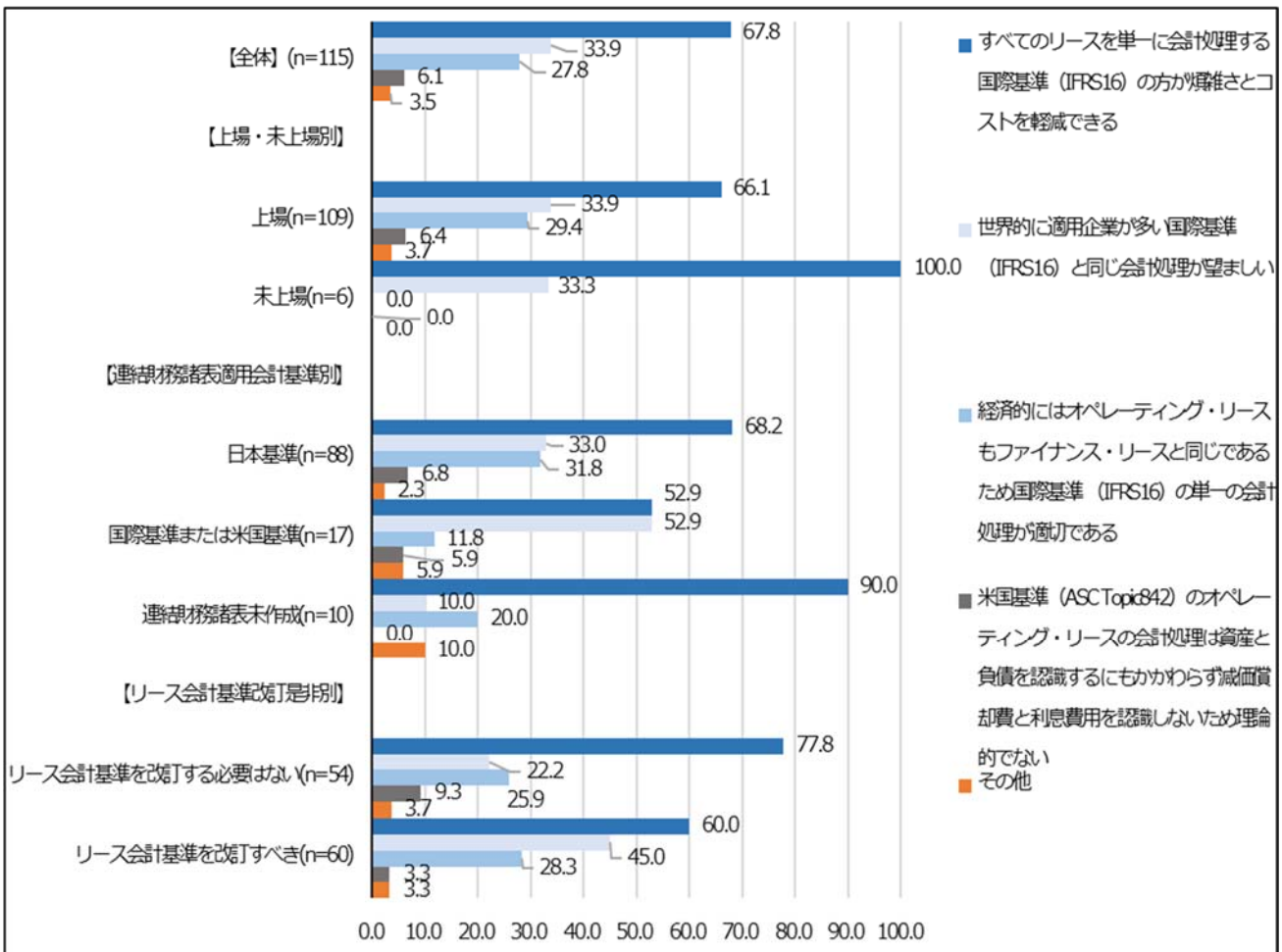
4. ファイナンス・リース負債と区別することで、オペレーティング・リース負債は、コベンツの観点、法的な観点等から金融負債と異なる性質であると理解されやすい	37	13.4
5. その他	5	1.8

(3) 単一モデル (国際基準) がよい理由

「単一モデルがよい」理由としては、「すべてのリースを単一に会計処理する国際基準の方が煩雑さとコストを軽減できる」が67.8%と特に高く、以下、「世界的に適用企業が多い国際基準と同じ会計処理が望ましい」(33.9%)、「経済的にはオペレーティング・リースもファイナンス・リースと同じであるため国際基準の単一の会計処理が適切である」(27.8%) と続き、「米国基準のオペレーティング・リースの会計処理は資産と負債を認識するにもかかわらず減価償却費と利息費用を認識しないため理論的でない」(6.1%) を選択した企業は僅かであった。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)、リース会計基準改訂の是非別(4を参照)のいずれをみても、「すべてのリースを単一に会計処理する国際基準の方が煩雑さとコストを軽減できる」が理由の最上位となっており、他の理由を選択している企業の割合も全体と概ね同様であるが、国際基準または米国基準を適用している企業と「リース会計基準を改訂すべき」とする企業では、「世界的に適用企業が多い国際基準と同じ会計処理が望ましい」を選択している企業も多い。

図8(3) 単一モデル (国際基準) がよい理由



【全体】

(n=115)

	回答数	構成比
1. すべてのリースを単一に会計処理する国際基準 (IFRS16) の方が煩雑さとコストを軽減できる	78	67.8
2. 世界的に適用企業が多い国際基準 (IFRS16) と同じ会計処理が望ましい	39	33.9
3. 経済的にはオペレーティング・リースもファイナンス・リースと同じであるため国際基準 (IFRS16) の単一の会計処理が適切である	32	27.8

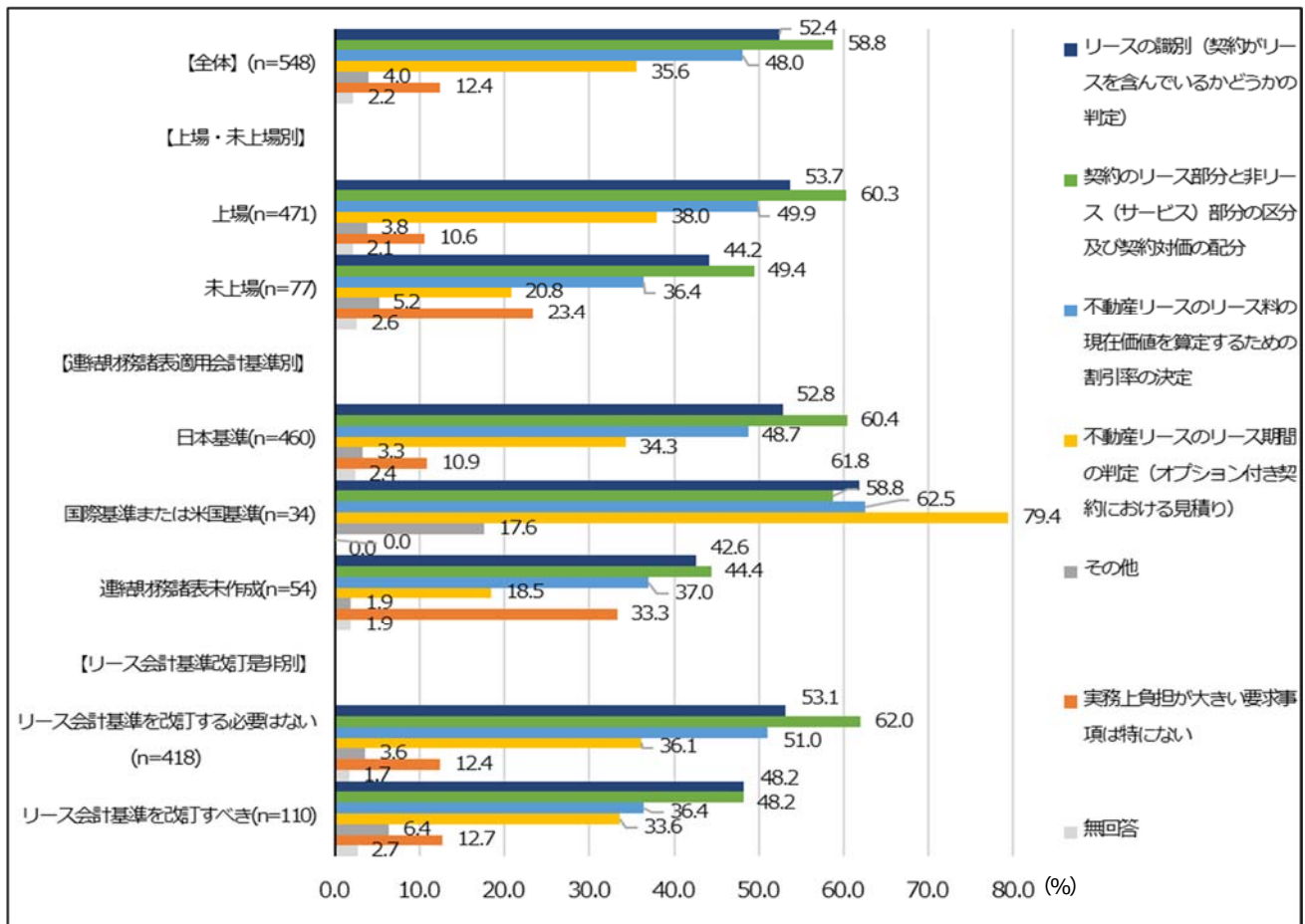
4. 米国基準 (ASC Topic842) のオペレーティング・リースの会計処理は資産と負債を認識するにもかかわらず減価償却費と利息費用を認識しないため理論的でない	7	6.1
5. その他	4	3.5

9. 実務上負担が大きい国際的なリース会計基準の要求事項

国際的なリース会計基準で要求されている取扱いのうち実務上負担が大きい要求事項は、「契約のリース部分と非リース（サービス）部分の区分及び契約対価の配分」が58.8%と最も多く、以下、「リースの識別（契約がリースを含んでいるかどうかの判定）」（52.4%）、「不動産リースのリース料の現在価値を算定するための割引率の決定」（48.0%）、「不動産リースのリース期間の判定（オプション付き契約における見積り）」（35.6%）と続き、「実務上負担が大きい要求事項は特にない」と回答した企業は12.4%にとどまった。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）、リース会計基準改訂の是非別（4を参照）のいずれをみても、全体の傾向と概ね同様、多くの企業が国際的なリース会計基準の要望事項に対して実務上の負担を感じ、特に、国際基準または米国基準を適用している企業の79.4%が「不動産リースのリース期間の判定（オプション付き契約における見積り）」に対する負担を感じている。一方、連結財務諸表を作成していない企業では、「実務上負担が大きい要求事項は特にない」と回答した企業が33.3%と比較的多かった。

図9 実務上負担が大きい国際的なリース会計基準の要求事項



【全体】

(n=548)

	回答数	構成比
1. リースの識別（契約がリースを含んでいるかどうかの判定）	287	52.4
2. 契約のリース部分と非リース（サービス）部分の区分及び契約対価の配分	322	58.8
3. 不動産リースのリース料の現在価値を算定するための割引率の決定	263	48.0
4. 不動産リースのリース期間の判定（オプション付き契約における見積り）	195	35.6

5. その他	22	4.0
6. 実務上負担が大きい要求事項は特にない	68	12.4
7. 無回答	12	2.2

10. 国際的なリース会計基準の適用除外又は簡便な会計処理の取扱い

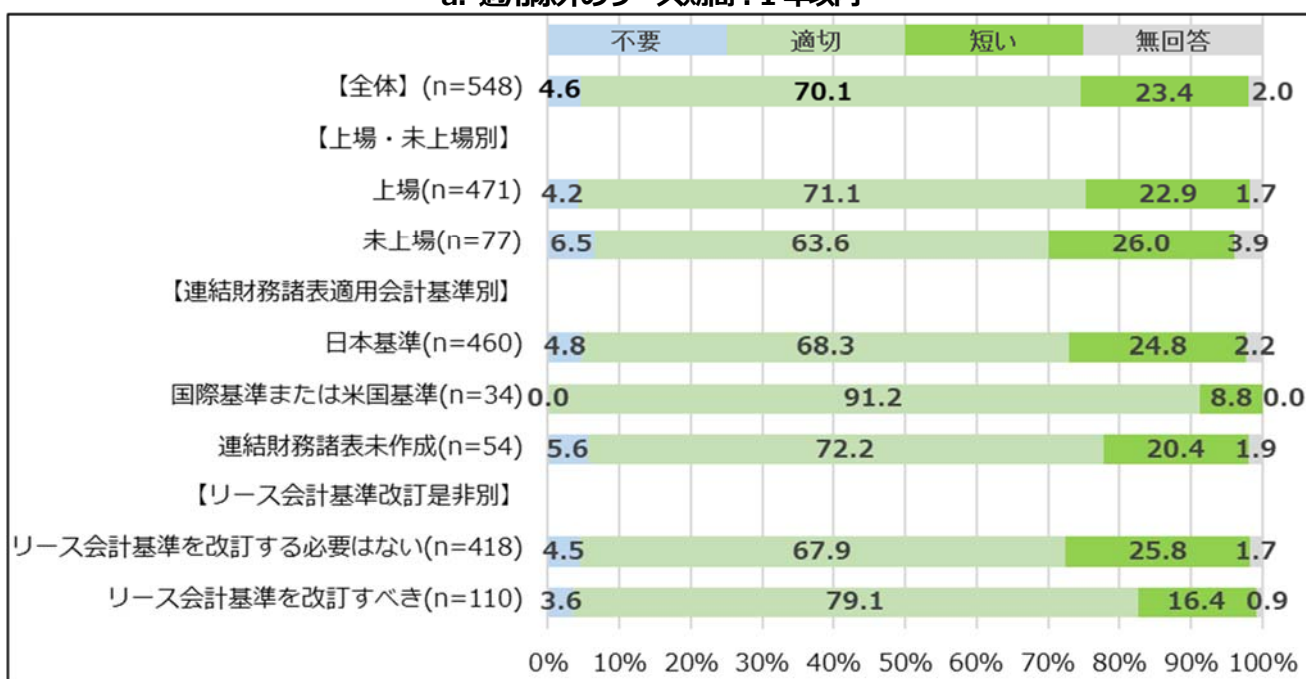
a. 適用除外のリース期間：1年以内

国際的なリース会計基準（国際基準及び米国基準）では、リース期間が1年以内のリースをオンバランスの適用除外としているが、この取扱いについて「適切」と回答した企業が70.1%、「短い」と回答した企業が23.4%であった。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）、リース会計基準改訂の是非別（4を参照）のいずれをみても、全体と同様に「適切」と回答した企業が最も多いが、国際基準または米国基準を適用している企業では、「適切」と回答した企業の割合が91.2%に達し、「短い」と回答した企業は8.8%にとどまった。

図10(1) 国際的なリース会計基準の適用除外又は簡便な会計処理の取扱い

a. 適用除外のリース期間：1年以内



【全体】

(n=548)

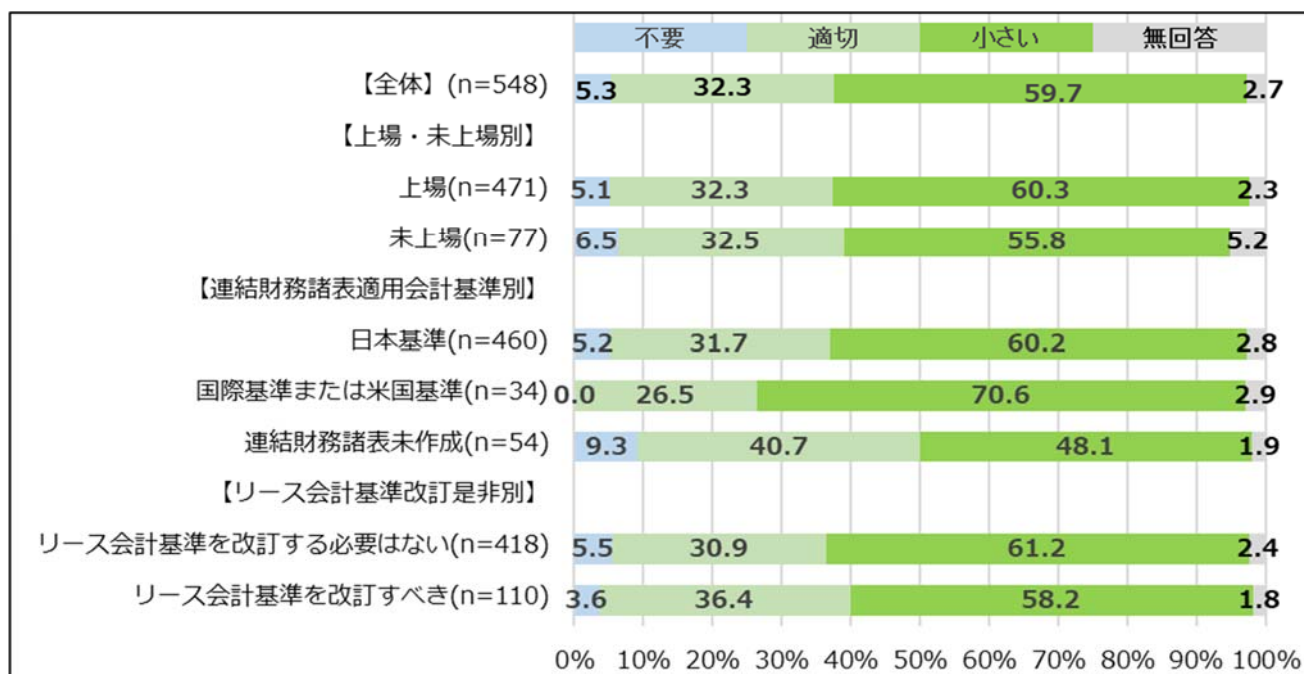
	回答数	構成比
1. 不要	25	4.6
2. 適切	384	70.1
3. 短い	128	23.4
4. 無回答	11	2.0
計	548	100.0

b. 適用除外の資産の金額：5,000US ドル以下

国際基準では、少額資産（新品時の価格が 5,000US ドル以下）のリースをオンバランスの適用除外としているが、この取扱いについて、適用除外とする金額が「小さい」と回答した企業が 59.7%と過半を占め、「適切」と回答した企業の 32.3%を大きく上回った。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別（2 を参照）、リース会計基準改訂の是非別（4 を参照）のいずれをみても、適用除外とする金額が「小さい」と回答した企業が最も多く、特に国際基準または米国基準を適用している企業では、「小さい」と回答した企業が 70.6%と高い。一方、連結財務諸表を作成していない企業では、「小さい」と回答した企業（48.1%）と「適切」と回答した企業（40.7%）の割合に大きな差はない。

図 10(2) 国際的なリース会計基準の適用除外又は簡便な会計処理の取扱い
b. 適用除外の資産の金額：5,000US ドル以下



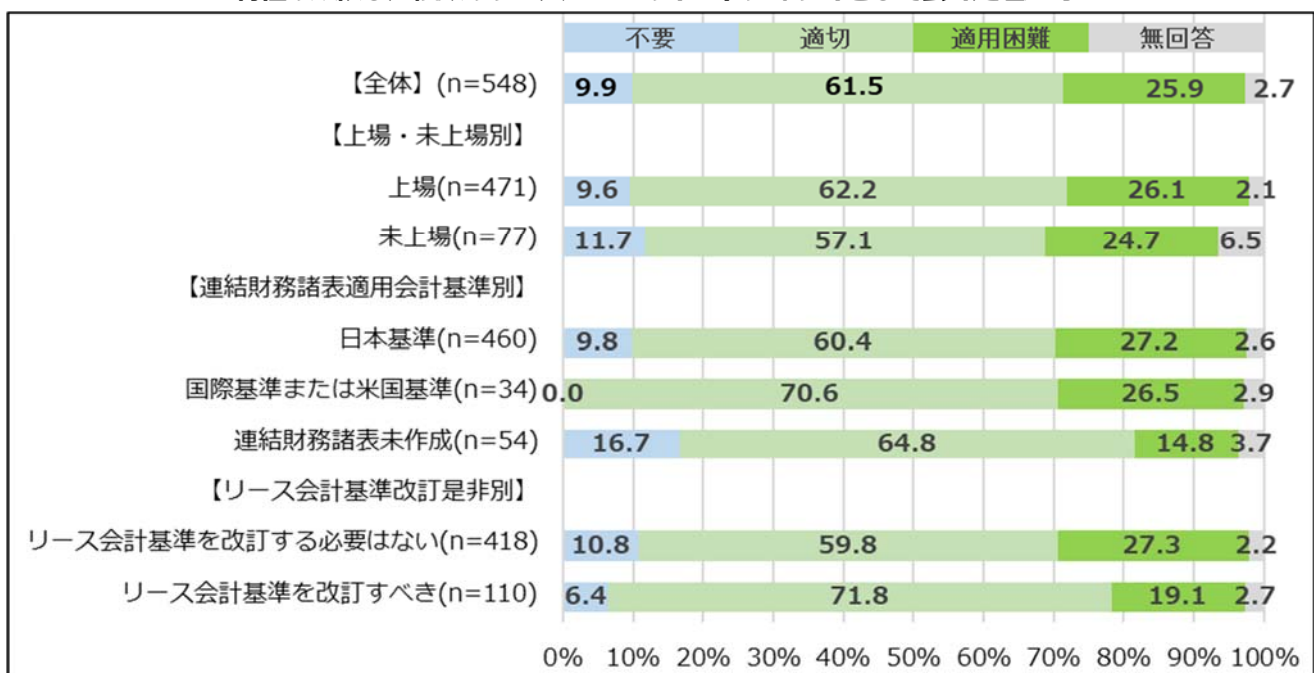
【全体】		(n=548)	
	回答数	構成比	
1. 不要	29	5.3	
2. 適切	177	32.3	
3. 小さい	327	59.7	
4. 無回答	15	2.7	
計	548	100.0	

c. 特性の類似した複数のリース：一つのポートフォリオとして会計処理が可能

国際的なリース会計基準（国際基準及び米国基準）では、特性の類似した複数のリースを一つのポートフォリオとして会計処理できるとしているが、この取扱いについて「適切」と回答した企業は61.5%、「適用困難」と回答した企業は25.9%であり、「適用困難」と考えている企業が比較的多かった。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）、リース会計基準改訂の是非別（4を参照）のいずれをみても、「適切」と回答した企業と「適用困難」と回答した企業の割合に大きな違いはみられないが、連結財務諸表を作成していない企業では、「不要」と回答した企業が16.7%と比較的多い。

図 10(3) 国際的なリース会計基準の適用除外又は簡便な会計処理の取扱い
c.特性の類似した複数のリース：一つのポートフォリオとして会計処理が可能



【全体】		(n=548)	
		回答数	構成比
1. 不要		54	9.9
2. 適切		337	61.5
3. 適用困難		142	25.9
4. 無回答		15	2.7
計		548	100.0

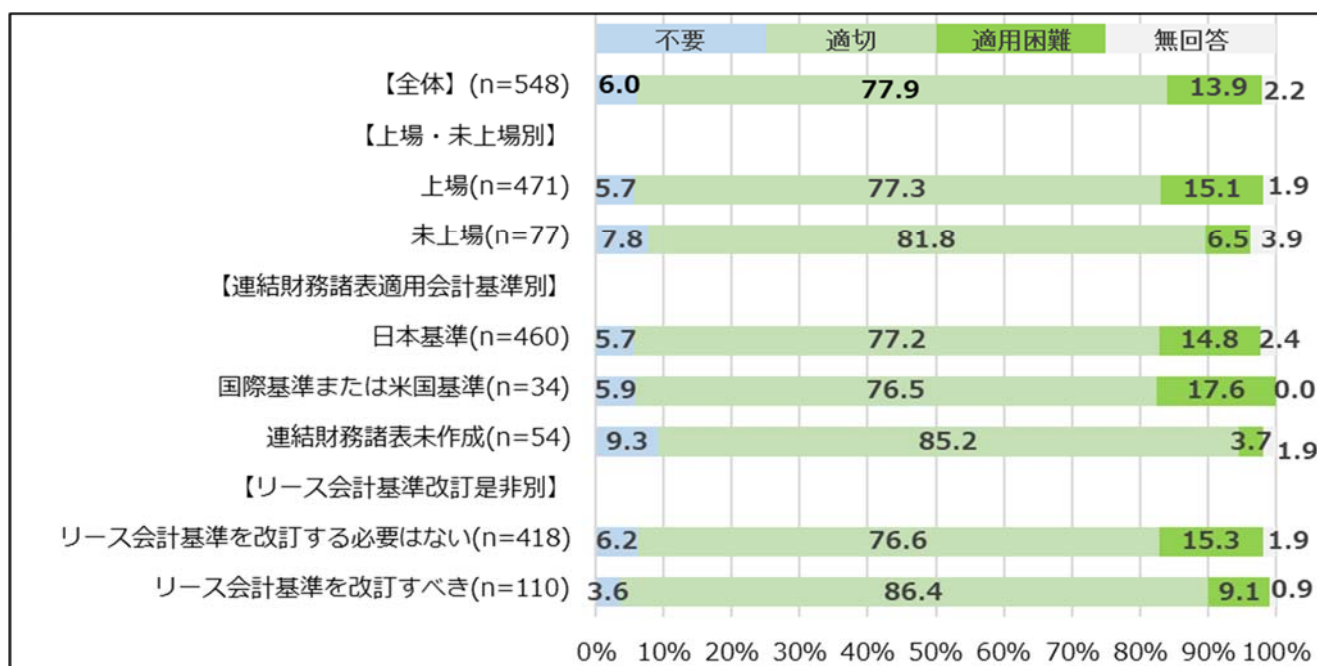
d. リース料の額と割引後の現在価値の金額に大きな差異がない場合：リース料総額での測定が可能 (IFRS16のBC86項で明記)

国際基準ではIFRS16号の結論の根拠 (BC86項) において、IFRS16号を適用することの影響が財務諸表に対して重要性がない場合、借手はIFRS16号の認識及び測定の要求事項を適用されないことが明記され、リースが財務諸表に対して重要性がある場合でもリース負債を割引いて測定することの影響に重要性がない場合 (リース料の額と割引後の現在価値の金額に大きな差異がない場合) には、リース料を割り引かずにリース負債を測定することができる」と明記されている。このリース料の額と割引後の現在価値の金額に大きな差異がない場合にリース料を割り引かずに (即ちリース料総額で) オンバランスできることの取扱いについて「適切」と回答した企業が77.9%、「適用困難」と回答した企業は13.9%であった。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別 (2を参照)、リース会計基準改訂の是非別 (4を参照) のいずれをみても、全体と同様に「適切」と回答した企業が最も多く、「適用困難」と回答した企業の割合を大きく上回っている。特に、未上場会社、連結財務諸表を作成していない企業、「リース会計基準を改訂すべき」とする企業において、「適切」と回答した企業の割合が高い。

図10(4) 国際的なリース会計基準の適用除外又は簡便な会計処理の取扱い

d.リース料の額と割引後の現在価値の金額に大きな差異がない場合：リース料総額での測定が可能



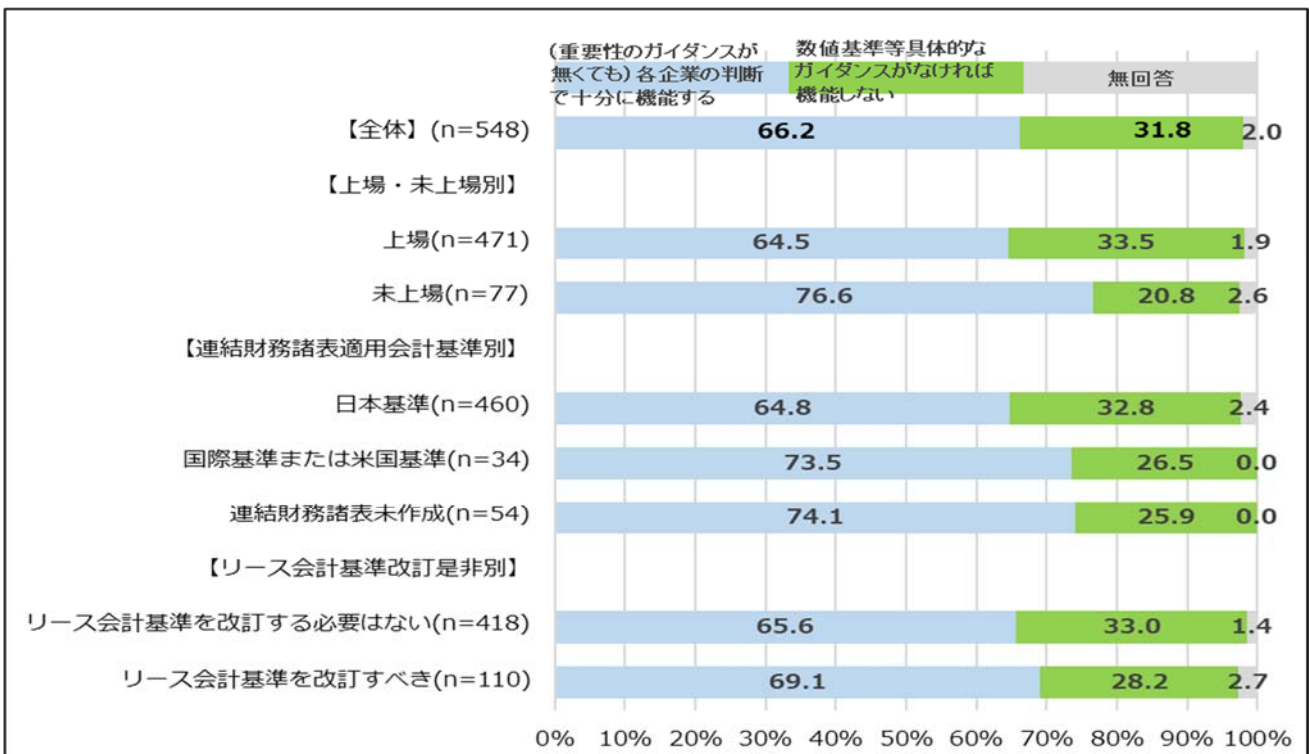
【全体】		(n=548)	
	回答数	構成比	
1. 不要	33	6.0	
2. 適切	427	77.9	
3. 適用困難	76	13.9	
4. 無回答	12	2.2	
計	548	100.0	

11. 財務諸表に対する重要性のガイダンス

国際基準ではIFRS16号の結論の根拠(BC86項)において、IFRS16号を適用することの影響が財務諸表に対して重要性がない場合、借手はIFRS16号の認識及び測定要求事項を適用されないことが明記されているが、この重要性に関する具体的なガイダンスは明示されていない。このことについて、「(重要性のガイダンスが無くても)各企業の判断で十分に機能する」と回答した企業が66.2%であったが、「数値基準等具体的なガイダンスがなければ機能しない」と回答した企業も31.8%と、重要性に関するガイダンスを必要とする企業も少なくない。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別(2を参照)、リース会計基準改訂の是非別(4を参照)のいずれをみても、ガイダンスが不要と考える企業と必要と考える企業の割合に大きな差はみられない。

図 11 財務諸表に対する重要性のガイダンス



【全体】

(n=548)

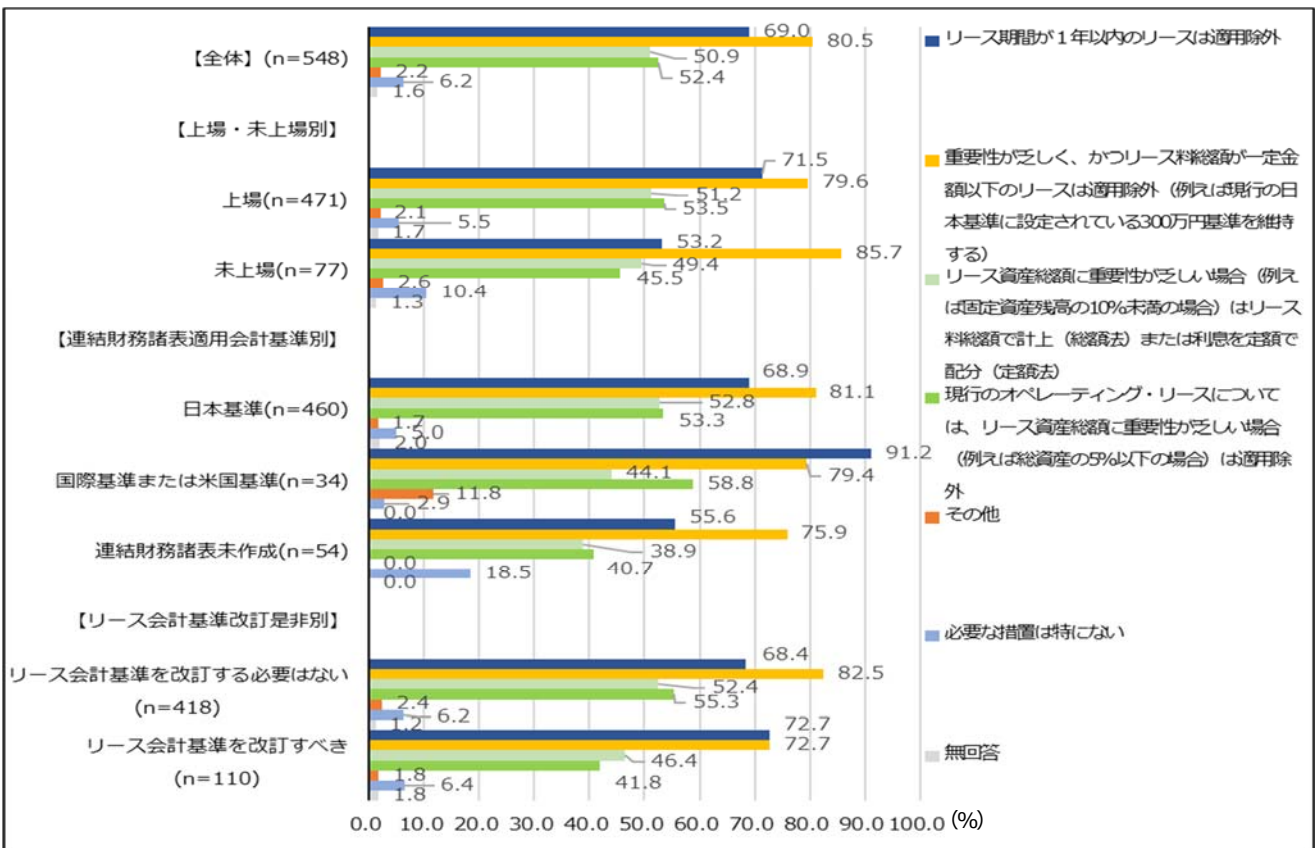
	回答数	構成比
1. (重要性のガイダンスが無くても) 各企業の判断で十分に機能する	363	66.2
2. 数値基準等具体的なガイダンスがなければ機能しない	174	31.8
3. 無回答	11	2.0
計	548	100.0

12. 仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合の必要な取扱い（適用除外または簡便な会計処理）

仮にわが国のリース会計基準が改訂されるとした場合に必要と考える取扱いについて、「重要性が乏しくかつリース料総額が一定金額以下のリースは適用除外」が80.5%と、現行の日本基準に設定されている300万円基準の維持を望む企業が非常に多かった。以下、「リース期間が1年以内のリースは適用除外」（69.0%）、「現行のオペレーティング・リースについてはリース資産総額に重要性が乏しい場合（例えば総資産の5%以下の場合）は適用除外」（52.4%）、「リース資産総額に重要性が乏しい場合（例えば固定資産残高の10%未満の場合）はリース料総額で計上（総額法）または利息を定額で配分（定額法）」（50.9%）と続き、多くの企業が適用除外または簡便な会計処理の規定を望んでいる。

－上場・未上場別、連結財務諸表に適用している会計基準別（2を参照）、リース会計基準改訂の是非別（4を参照）のいずれをみても、全体と同様に特に300万円以下のリースと1年以内のリースの適用除外を望む企業が多い。上場会社や国際基準または米国基準を適用している企業では、1年以内のリースの適用除外選択した企業が91.2%に達したほか、リース資産総額に重要性が乏しいオペレーティング・リースの適用除外を望む企業も58.8%と多い。

図12 仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合の必要な取扱い（適用除外または簡便な会計処理）



【全体】

(n=548)

	回答数	構成比
1. リース期間が1年以内のリースは適用除外	378	69.0
2. 重要性が乏しく、かつリース料総額が一定金額以下のリースは適用除外（例えば現行の日本基準に設定されている300万円基準を維持する）	441	80.5
3. リース資産総額に重要性が乏しい場合（例えば固定資産残高の10%未満の場合）はリース料総額で計上（総額法）または利息を定額で配分（定額法）	279	50.9
4. 現行のオペレーティング・リースについては、リース資産総額に重要性が乏しい場合（例えば総資産の5%以下の場合）は適用除外	287	52.4

5. その他	12	2.2
6. 必要な措置は特にない	34	6.2
7. 無回答	9	1.6

以上